

医療保険・介護保険参事会報告

令和6年3月20日（土）開催

①指導等について

4月に新規指導2件、兵庫を担当していた技官が担当していくこととなった。真面目で几帳面な性格な方ということです。

②訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の実施上の留意事項について

居宅同意取得型の機能を利用することにより、訪問診療等を行う居宅においてオンライン資格確認を実施し、患者の医療保険の直近の資格情報を確認することができるほか、本人の同意に基づき薬剤情報、診療情報、特定健診等情報を閲覧することが可能となります。利用するためには、オンライン資格確認の本体システムの導入として、資格確認端末の準備や回線敷設を行い、その上でオンライン資格確認の管理者画面における環境設定から、利用規約に同意の上、「訪問診療等機能」又は「オンライン診療等機能」を「利用しない」から「利用する」に変更する必要があります。

詳細を把握できていないので、分かり次第ご報告いたします。

③マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について

簡易マニュアル（チラシ）があります。

<https://www.jda.or.jp/dentist/mynumber-online/>

④現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて

医薬品の入手が限定されること等により、必要量が用意できないようなやむを得ない状況においては、先発医薬品を調剤することや、当該変更調剤を行うことがあります。

⑤後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

外来後発医薬品使用体制加算における実績要件である後発医薬品の使用割合を算出する際に、算出対象から除外しても差し支えないとのこと。当該取扱いについては、令和6年4月診療分から適用することとし、令和6年9月30日を終期となります。

⑥歯科の診療録親帯診療報酬明細書に使用できる略称について

歯科の診療録親帯診療報酬明細書に使用できる略称について（令和5年3月27日保医発0327第10号）は、令和6年5月31日限り廃止です。また、令和6年5月診療分以前の診療報酬明細書の請求において、審査支払機関からの返戻等による請求遅れ分等については、従前の略称を使用しても差し支えありません。

⑦公費負担医療及び地方供給団体の医療費等助成事業に係る資格確認をオンライン化に関する令和6年度選考実施事業へのご協力等について

こども医療費などの地単事業や、難病・小児慢性・自立支援医療などの公費負担医療制度といった医療費助成に係るオンライン資格確認の先行実地事業が一部の自治体で開始されます。現在、参加自治体を対象とした公募を開始しました。今後システム改修等を行う場合には、5.4万円を上限に3/4が補助されます。

⑧「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について

情報通信機器を用いた診療については、その適切な普及のため、オンライン診療の指針が策定されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10801000/001219475.pdf>

⑨「オンライン診療の適切な実地に関する指針」に関する Q&A について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T231204G0011.pdf>

⑩マイナンバーカードの健康保険証利用の説明動画のご活用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

⑪令和6年度診療報酬改定に係る施設基準届出チェックリストの一部訂正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001241658.pdf>

⑫国保連合会診査状況について

1312.7 点/件

左京歯科医師会保険参事
祐森善彰
yumori.dc1984@gmail.com